



工業統計調査 工業調査票 甲 (従業者30人以上の事業所用)

票群 票番

市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号

★記入に当たっては、別途配布する「記入の仕方」をご参照ください。★記入は一万円未満を四捨五入して、「一万円」まで記入してください。

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) (電話番号)
2 本社又は本店の名称及び所在地
3 他事業所の有無
4 経営組織
5 資本金額又は出資金額(会社に限る。)(単位:万円)
6 従業者数(年末現在)
7 常用労働者毎月末現在数の合計 (単位:人)
8 現金給与総額(年間)
9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び販売した商品の仕入額(年間)(消費税額を含む。)

10 有形固定資産 (単位:万円)
11 リース契約による契約額及び支払額 (単位:万円)
12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
13 製造品の出荷額、在庫額等 (単位:万円)
13ア 品目別製造品出荷額(年間)(消費税等国内消費税額を含む。)(単位:万円)
13イ 品目別製造品在庫額(年末現在)(帳簿価額)
13ウ 加工賃収入額(年間)(消費税額を含む。)(単位:万円)
13エ その他収入額(年間)(消費税額を含む。)(単位:万円)
14 13のア、ウ、エの合計金額

19 工業用地及び工業用水
ア 事業所敷地面積及び建築面積(年末現在)(貸借を含む。)(単位:平方メートル)
イ 1日当り水源別用水量 (単位:立方メートル)
ウ 1日当り用途別用水量 (単位:立方メートル)

18 作業工程
13項 製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品の製造又は加工に関する貴事業所の作業工程のあらましを記入してください。
備考
報告者(代表者)の記名 本票の内容について回答できる人の職・氏名 連絡先(電話番号)

★この調査票は、統計法平成十九年法律第五十三号に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

甲22年

経済産業省

記入注意

【調査事項の説明】

○=その項目に含まれる数字 X=その項目に含まれない数字

- ・調査期間が「年間」となっている事項については、平成22年1月～12月までの1年間の実績をご記入下さい。
- ・調査時点が「年末現在」となっている事項については、平成22年12月末日現在の数値をご記入下さい。

6 従業者数

- 従業者数は、事業所で従事する人数を項目別に記入してください。
- 他の企業や人材派遣会社から受け入れている出向者、派遣者
 - × 他の企業へ出向させている者、下請会社などの請負労働者
- (1)「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時従事している者をいいます。
- × 実務にたずさわっていない事業主と、その家族で手元程度のものを
- (2)「常用労働者」とは、次の定義「ア」又は「イ」のいずれかの従業者をいいます。
- (ア) 期間を決めて、又は21か月を超える期間を決めて雇われている者。
- (イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- a) 「②正社員、正職員等」には、常用労働者のうち一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者、重役、理事など役員で常時勤務して毎月の給与の支払いを受けている者及び事業主の家族で常時勤務して毎月の給与の支払いを受けている者を記します。ただし、他企業に出向・派遣している者を除きます。
- b) 「③パート・アルバイト等」には、常用労働者のうち一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者を記します。
- c) 「④出向・派遣受入者」には、常用労働者のうち他の企業から受け入れている出向従業者及び人材派遣会社からの派遣従業者を記します（常用労働者に該当しない場合は「臨時雇用者」となります。）
- (3)「⑤臨時雇用者」には、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇われている者であり、12月給与の帳簿締切日現在の在籍者数を記します。なお、臨時社員などと呼ばれている者で、上記の「常用労働者」の定義に当てはまる場合は、上記②に含めます。

7 常用労働者毎月末現在数の合計

「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。

× 個人事業主、無給家族従業者、臨時雇用者

8 現金給与と総額

- (1)事業所が支払っている給与等（派遣会社への支払額などを含まず。）について、所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
- 貴事業所分として本社が負担している金額
 - × 現物支給したのも、事業所負担の社会保険料、非常勤の役員に対する報酬
- (2)「常用労働者のうち雇用者に対する基本給、給与手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）」の額、労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものを含みます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などと、一時的な理由により特別に支払われた結婚手当、期末賞与などを記入してください。
- × 出向・派遣受入者に対する支払額→「その他の給与等」に記入します。
- (3)「その他の給与等」
- 常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額（出向完全企業・派遣会社への支払額など）、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などを記入してください。

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額

消費税額を含んだ金額を記入してください。

- (1)「原材料使用額」
- (ア) 燃料以外のすべての製造加工用等の原材料（委託生産のために他企業に支給した原材料及び製品を含みます。）及び工場維持管理のための材料、消耗品、購入した水などのうち、**実際に製造等に使用した総使用額**をいいます（購入額を記入するものではありません。）。
- (イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
- (ウ) 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものは市価に換算して記入してください。
- (エ) 燃料として使用されるものでも、原料として使用された場合、例えばコークス製造用の石灰、ゴム溶剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。
- (2)「燃料使用額」には、貨物運搬用・暖房用も含みます。同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電が使用した石灰、石油などの使用額は、製造品出荷額等の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- (3)「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。× 自家発電によるもの
- (4)「委託生産費」とは、**自己の所有する原材料又は製品を他企業の内事業所に支給して製造、加工を委託（委託生産）もしくは「外注加工」した場合は加工賃**をいいます。支給した原材料又は製品は「原材料使用額」に記入します。
- (5)「製造等に関連する外注費」
- 「製造原価（売上原価）」に計上した外注費のうち、**当該事業所取引に直接関係する外注費**をいいます。
- 生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包
 - 製品に組み込まれるソフトウェアの開発
 - 製品の梱付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理
 - × 委託生産費→「委託生産費（外注加工費）」に記入します。
 - × 派遣会社への支払額→「8 現金給与総額（その他の給与等）」に記入します。
 - × 固定資産に計上されるもの
 - × 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝など管理・販売関係の外注費
- (6)「転売した商品の仕入額」とは、平成22年中に実際に売り上げた「転売品」に対応する仕入額をいいます。【計算式】 年初転売品在庫額 - 当年転売品仕入額 - 年末転売品在庫額

10項、12項、13項イは消費税込みか、抜きか

10項、12項、13項イは帳簿価額で記入しますので、当該項目の記入が消費税込みか抜きかを○で囲ってください。なお、9項、11項及び13項ア、ウ、エは帳簿価額が消費税抜きであっても、消費税込みで記入してください。

10 有形固定資産

事業所が所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)を帳簿価額によって記入してください。

- (1)「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産計(建物、構築物、機械、装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等の合計)」の両方を、それぞれ記入してください。
- (2)「取得額」
- (ア) 購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設仮勘定からの振り替えを、取得の際の帳簿価額又は振り替えの際の評価額で記入してください。
- (イ) 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合
- × 資産の再評価によって固定資産の帳簿価額が増加した場合
- (3)「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は滅失による除却額を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。）」に区分して記入してください。
- (4)「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。「**減価償却額がない場合は、「0」を記入してください。**」
- (5)「建物、構築物」
- (ア) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている社宅、その他経営附属物(構外のものを含む。)並びに附属設備を含めてください。
- (イ) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
- (6)「建設仮勘定」を設定している事業所は、借方に加えた金額を「増」に、この勘定から有形固定資産に振り替えられた金額の合計を「減」に記入してください。ただし、有形固定資産以外のもの(例えば、ソフトウェアなどの無形固定資産など)及び土地については除いてください。

11 リース契約による契約額及び支払額

消費税額を含んだ金額を記入してください。

- (1)リースとは、「**賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの**」をいいます。
- (2)「リース契約額」には、新規に契約したリースのうち、平成22年1月から12月までに検収が完了し物件使用保証を交付した物件に対するリース契約額(リース料総額)の合計金額を、「リース支払額」には、事業所に存在するすべてのリース付額(平成22年以前に契約したものを含む。)に対する年間の支払リース料の合計金額を記入してください。
- (3)リース取引を売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合は、リースに記入せず、有形固定資産の項目に帳簿価額によって記入してください。

12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

- 帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは、見積り市価によってください。
- (1)「在庫額」には、事業所が製造等のために所有するもの(他企業へ原材料を支給して製造させた委託生産品及び支給してある原材料を含みます。)を記入してください。ただし、他企業が所有している原材料及び加工した製造品(受託生産品)、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は、含めないでください。
- (2)部分品でも事業所から出荷されるものの在庫は、製造品在庫額に含めます。

13 製造品の出荷額、在庫額等

消費税等内消費税額を含んだ金額で記入してください。ただし、在庫額については、帳簿価額によって記入してください。

- (1)「製造品」とは、**部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入**してください。
- (2)「製造品名」、「賞加工品名」、「その他収入の種類名」、「番号」、「数量単位名」などの記入に当たっては、調査票と同時に配付した「商品分類表」によって記入してください。
- (3)調査票欄に書ききれないときは、**調査票と同時に配付した「調査票 甲の記入の仕方」にある補助用紙を用いてください。**その際、調査票には「以下別紙」に記入するとともに、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計金額は、調査票の「製造品出荷額計」、「製造品在庫額計」、「加工賃収入額計」、「その他収入額計」欄に記入してください。
- (4)ア 品目別製造品出荷額」
- (ア) 自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に**支給して製造加工させたそのまま出荷したもの(委託生産品)も含みます。**
- (イ) 転売品は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「転売収入」として記入してください。
- (ウ) 割引、値引されたものは、その分を差し引いてください。
- (エ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したのものも含みます。なお、その際の出荷額については、市価によって記入してください。
- (オ) 構内に店舗を持たず、製造した製品をインターネットや通信販売等により直接消費者に販売したものは(製造直販)はここを含めないでください。ただし、製造して構内の店舗で消費者に販売したものは(製造小売)は、ここには含めないで、「エ その他収入額」に「製造小売収入」として記入してください。
- (カ) 出荷額は、工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いた金額**で記入してください。
- (キ) 取引先での据付・工事や保守・点検などを含めた契約となっている製造品については、製造品の代金は「ア 品目別製造品出荷額」に、据付・工事の代金は「エ その他収入額」に「建設業収入」として、保守・点検の代金は「エ その他収入額」に「学術研究、専門・技術サービス業収入」としてそれぞれ分別して記入してください。
- (5)「イ 品目別製造品在庫額」には、半製品及び仕掛品は含めないでください。
- (6)「ウ 加工賃収入額」には、他の企業(国内外にかかわらず)が所有する原材料又は製品に加工して平成22年中に引き渡したのに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。
- (7)「エ その他収入額」
- (ア) 品目別製造品出荷額」及び「23ア加工賃収入額」以外の収入を記入してください。ただし、知的財産収入・利子・配当などの事業外収入、有形固定資産などの売却収入は含めないでください。

- (イ)「**修理料収入**」、「**販売電力収入**」、「**冷蔵賃借料収入**」は、ここに記入してください。
- (注) 船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のパワーホールなどは、「修理料収入」としないでください。自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工賃収入額」に記入してください。
- (ウ) **転売品の販売収入**は「転売収入」としてここに記入してください。
- (エ) 製造して構内の店舗で消費者に対して販売したものは、「製造小売収入」としてここに記入してください。

15 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（消費税を除く内国消費税額）

事業所で製造した課税対象の製造品に対応する納付税額又は納付すべき税額を記入してください。

16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

直接輸出とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可証の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは除きます。「14 アの3ア、ウの合計金額」における直接輸出額の割合を小数点第2位まで記入してください。

17 主要原材料名

購入又は支給された使用した原材料のうち、主なものとしてここに記入してください。購入又は支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作る場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。

18 作業工程

製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び賞加工品のうち、主なものについては、貴事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種類以上の製法のある製品については、そのうちの1種の製法によっているか、また、機械によっているか、手作業によるか、要点を明確に記入してください。

19 工業用地及び工業用水

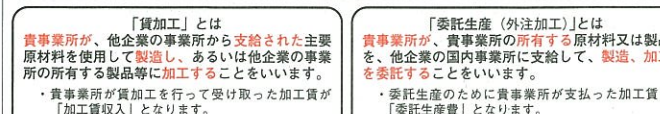
- (1)「ア 事業所敷地面積及び建築面積」
- (イ)「敷地面積」には、事業所で使用（**賃借を含む**。）している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、ランド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などの敷地と、道路(公道)、へい、さくなどにより、明確に区別される場合はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別される場合は除いてください。
- (2)「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される用水(従業者の飲料水、雑用水を含む。)をいいます。
- (3)「1日当り用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。
- (4)「イ 1日当り水源別用水量」
- (ア)「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道より供給を受ける水の量を記入してください。
- (イ)「1 工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。
- (ウ)「4 その他の淡水」には、公共水道、井戸水、回収水のいずれにも属さないもので、例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)及び河川敷又は旧河川敷内において集水溝きよによって取水する水(伏流水)、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
- (エ)「5 回収水」には、この事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水の量を記入してください。
- (5)「ウ 1日当り用途別用水量」
- (ア)「2 原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
- (イ)「3 製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、バルブ製造工程におけるバルブの浸漬溶解液、ピストン製造工程における油性ソダの溶解液、染色用水などです。
- (ウ)「3 洗じよう水」とは、工場設備又は製品の洗じ用に使用される水をいいます。
- (エ)「4 冷却用水・温調用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水(冷却用水)、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水(温調用水)をいいます。

備考欄

「休業中」、「操業準備中」、「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨を記入してください。また、各調査項目について、前年に比べて著しく数値が多い又は小さい場合(例えば2倍以上又は1/2以下の場合)とは、その理由を記入してください。

「転売品」とは、「他の事業所」から仕入れて「そのまゝ」販売したものをいいます。

- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
- ・「そのまゝ」には、検査・選別、洗浄・包装、小分け・充てんなど販売に伴う軽微の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。



★この調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき、基礎統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
★この調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき、基礎統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

票群 票番

工業調査票乙
(従業者29人以下の事業所用)

工業統計調査
基幹統計



市区町村番号 調査区番号 工業調査事業所番号

Main survey form with sections: 9 製造品出荷額等, ア 品目別製造品出荷額(年間), イ 加工賃収入額(年間), ウ その他収入額(年間), 10 9のア、イ、ウの合計金額, 11 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額(年間), 12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間), 13 主要原材料名及び簡単な作業工程, 1 事業所の名称及び所在地, 2 本社又は本店の名称及び所在地, 3 他事業所の有無, 4 経営組織, 5 資本金額又は出資金額, 6 従業者数, 7 現金給与総額, 8 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び販売した商品の仕入額の合計金額

★この調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき、基礎統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
★異なるクワのべん又は別途配布する調査票は、ご記入の欄に記入してください。
★記入した調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき、基礎統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
★この調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき、基礎統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

この欄は都道府県で使用します。

平成22年(2010年)

大 阪 の 工 業

平成24年3月発行

編集・発行

大阪府総務部統計課

大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎19階

TEL 06(6210)9207

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/top/index.html>



大阪府総務部統計課 平成24年3月発行
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎19階
TEL 06 (6210) 9207
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/top/index.html>

この資料は60部作成し、一部あたりの単価は、973円です。